

再興

改正發旦録

全

大村

白木屋文書

B38

3

要	年代	内容	表題
	享和三年〜文化六年 (一八〇三〜一八〇九)	十組再興の発端録	十組 再興 改正發旦録 全
	数量		大村

十組
再興

改正發目録

全

大村

十組 改正發目録抄

目録次第

- 一 序文附りあり一系又云の條
- 一 惣目録目より至拾貳而終之條
- 一 附りあり一系
- 一 序文に止其目録一系毎より次
- 一 尚五組五組より應慶新法に止

改訂

一 其に在りしと某種店が通りは
後渡多事町船又砂利同屋
が通りは後渡町船又と等
附り十組五端が通り美濃積
仲間市名月津定は下と並べ又
化の辰年二月七日組一同と至
於津白洲は後身と上事ある
は後渡町船流は下と並べ

難有は合ふと後身と御越と
並べと付り組定は水之邊流
は十組二日連下後又の事
附り附り古物店調下と等
不富と一系多と子組は後
はとる組辨明又附り
組定は又と又後附り一系
一六口を七は五と其系月の

下にありて組なる、感腹新法
化しりてと成りる。

一、ハ口よりとて橋一件、舟を動か
す、教団寺、紀伊殿等より、若
加浪子の事、の條を組、化
る、化しりてと成りる。

一、九、口より、御鑑れ、文地、而、鉄
、事、其、名、目、次、高、組、と、成
り、

感腹新法、化しりてと成りる。

一、十、口より、とて、名、目、次、高、組、と、成
り、

久、口より、とて、名、目、次、高、組、と、成
り、

次、口より、とて、名、目、次、高、組、と、成
り、

一、十一、口より、とて、名、目、次、高、組、と、成
り、

一、十二、口より、とて、名、目、次、高、組、と、成
り、

一、十三、口より、とて、名、目、次、高、組、と、成
り、

一、十四、口より、とて、名、目、次、高、組、と、成
り、

一拾二にきく則

善垣也弘積仲同取歸之爲

余より又化といふ年二月九日

御免より並に身あひ事

知る其りた改正

條目三十二條但し七十一條を

七條と改めざる下條や

目録改訂終

序文

享和二年後三月又化といふ年迄十

組丹島へ發し出さすけ一冊エと

並に但後年より丹島能振なりと

有るを改訂し同く又改めざる

視るを改訂し享和二年より十組と

し改めざる改訂し改めざる

を改めざる改訂し改めざる

但介、中村に就てお事在下御
より、高きお返は、行ねる及、増え歌
美垣のお、後、成、果、退、格、も、及、返、介
候、出来、し、取、り、歌、を、及、は、同、年、格、半
十、人、平、り、お、事、を、及、海、成、山、を、し、つ、と
御、公、儀、様、が、御、事、を、世、に、御、威、を、な
り、と、相、御、り、し、る、事、を、世、に、及、お、返、を、
初、め、年、一、月、を、初、め、に、思、ふ、な、る、を、

新、古、の、内、給、く、し、お、事、を、初、め、
上、り、別、は、年、一、月、中、に、御、事、を、初、め、
御、奉、行、小、田、切、を、作、り、御、事、を、初、め、
上、り、中、島、を、及、瑞、越、を、と、御、事、

印

右、序、又、事、種、在、秘、元、記、源、又、高、く
通、り、く、お、事、を、初、め、と、お、事、を、
ち、う、り、は、お、事、の、字、に、お、事、を、初、め、
お、事、を、初、め、

又云

惣目録に右某様在秘記巻端
添ふ所通り写し置也

但し惣目録中右方之化縁
感懐彩紙表紙の半葉並詰
廿一冊之別に惣目録一
次添ふ所及しと云ふ事勿論
了目録に準て改めず

惣目録

壹

一 十組分初市紙江張出附一冊

貳

一 惣目二番同紙の形並に新紙目
市組右番組の形紙入る付書札
小紙並に本行本行紙等
並に通合一と云ふ十組二月初

立字熟淡一乃為首之札為事

五

一某種為河津再納之乃為札為事
必將因分中少之乃為通為事
一件

六

一六門部之為額一條為今所一乃不
有立字為一件

七

一十組一統河因思為真加年之上金仕
為額一件

八

一之為對本本為寺之上法思等組別
掃等者以乃為以限子之事為事
組一乃

九

右件為要題下なる感腹新法一巻
之十丁目紙裏面に初年同月
十日迄出する事手記に又十二日
表面に據記に又感腹新法一巻
中にあり

冬

一十組に續件同中各月以後係一冊
其事感腹新法一巻に七十八丁

要手記

巳

一砂粒同全形立て後付十組物代を
在る事感腹新法一巻に十丁
より二十丁に及びる事手記に又
之巻に初丁より十八丁に及びる
事手記にあり

五

楊明寺同好大徳寺御書行國公御書

一書云

東漢寺同好大徳寺御書行國公御書

南無阿彌陀佛

新羅寺同好大徳寺御書行國公御書

東漢寺

八書云

中書

一書云

東漢寺同好大徳寺御書行國公御書
南無阿彌陀佛
新羅寺同好大徳寺御書行國公御書
東漢寺
八書云
中書
一書云
東漢寺同好大徳寺御書行國公御書
南無阿彌陀佛
新羅寺同好大徳寺御書行國公御書
東漢寺
八書云
中書
一書云

内々市に於てあること一己
利便揚り社会の味も亦存する
自尔業種屋の上を責む直に又故
郷に事を通じ得る所及び故郷
お礼を言ふ係年中可解るる所
安楽達山より此の和業に及ぶ業種同
屋に便所方より諸情の次第より之を
之の年中お解るる上より移来りし

和業に及ぶ業種同屋に便所方より諸情の次第より之を
通上り奉り及ぶ方業より安楽和業
及諸情より方より安楽和業より安楽和業
及諸情より方より安楽和業より安楽和業
及諸情より方より安楽和業より安楽和業
及諸情より方より安楽和業より安楽和業

及諸情より方より安楽和業より安楽和業

及諸情より方より安楽和業より安楽和業

及諸情より方より安楽和業より安楽和業

[illegible]

砂粒捌方、官定、黄卯、高臺、今縁、
 黄、黄、新、公、及、打、海、砂、粒、注、文、官、定、
 別、仕、今、官、減、方、高、黄、新、公、有、夫、黄、
 注、及、新、注、方、砂、粒、同、屋、中、付、之、
 卯、之、方、由、之、文、官、定、取、取、方、取、
 方、由、之、打、海、初、制、取、上、中、下、各、直、
 方、分、取、上、中、下、各、直、方、分、取、上、
 方、分、取、上、中、下、各、直、方、分、取、上、

お礼は如所料玉積込事共業行同
屋大行へ所理業行至る組共残事
同金解下留以有る旨加款人同於
会より少人共所料同金各同中付振お
形買加金へ候へ割金へ領之候方懸
該へ之款人共同中至る事共候も
お振より別へ通至る方共中或人
は割金年へお助振之候

右通江作候事共此紙

久比五辰年

三月十日

町

南太谷同金共組の江藤威腹共組
斗に巻十九丁買加金後記之紙
一糸のそ二所料同金仲間候推
款へ係へ所謂之紙買加金

の聲目やうに鳴呼

後世密人の歌も何となく
轉ひて我意なる曲を成る

御弱

一市常和薬の上より毒薬を賣る由新に
文の多し新に月常行回金大徳の御薬
種多し中より改定を係の中
船也と後和薬一袋と山の方の薬

種多し中より改定を係の中
船也と後和薬一袋と山の方の薬
右の御薬に冬より秋まで毎年
おまゐりてお眼くさる種を方上
方表々常行直に又改定をおま
ゐる者出てもある事あること
利澤あり世に伝ふる事もある
能くおまゐりてお眼くさる

茶と白濁と及木葉から汲んだ湯と
限りて中へはまきつて火を焚き
らぬと茶が冷いものさうして味
こもるなるなり

右の通り申す所は船志のや

久比石屋年

十二月十日

右の通り申す所は船志のや

右の通り申す所は船志のや
もきつて中へはまきつて火を
焚きつて味こもるなるなり

何年か

十二月

船志

茶と白濁と及木葉から汲んだ湯と
限りて中へはまきつて火を焚き
らぬと茶が冷いものさうして味
こもるなるなり

上

依之於我固亦連於中矣矣

一市紅毛沙糖五斤沙糖一斤五分一毫

已

予七子傳之當其初也
 乃教之予傳之曰在
 推食飲水

△ 干紐五席別、白土、灰、板、積、坪、同。

中書省臣等以元氣未復
庚午二月七日奉詔於御前
例以所食以上年十月五日
之旨以為作月可謂為事
後不取此意雖有仁合亦何
益乎今大禹難之以名水守仲
乃總定水久遠視為一國連

後方之通

覽

一、美利堅國橫濱市內所規定之稅目有
古來之遺產也、私積金、行物、金、
右所記之、通稱仲間、加、上等積
金、那半、此世に於て、下、日、大、私
積金、行物、金、一、日、美利堅國、私積
金、中、私積金、受、取、金、半

此、美利堅國、私積金、中、私積金、受、取、金、
右、有、之、在、中、一、他、之、私積金、
之、名、云、又、此、二、五、年、五、月、中、
所、分、中、一、之、所、別、に、
通、り、

美、利、堅、國、私、積、金、中、私、積、金、
石、土、金、銀、中、書、物、
荒、草、金、物、

ノ塔ノ事

一 諸般ノ良ノ也此等明白ニお能はる
之通共組ノ行事立合行あるに及
半

一 和安浪人直ノ物等松組中合
百二五員ノ女浪人等といふ其組
行事はお前事等よりいふに及
なりといふ事

一 菱垣也松積合行物等拂込候に及
本組等菱垣と同金井と上金井銀金
本組等利金等と金井等此等菱垣
等也といふことと同金井等事
一 菱垣也松行物積合候に及
水揚未済候行物等といふ事
おれ事積候といふ事
るに及候に其度梅御候事

丁未年一乃一遠宵中族之其德行
事必時之其行事必如所御之
極之其速也新之其年

一其意其酒中其意其積件同物在
其速也其行事必如所御之
極之其速也新之其年
其行事必如所御之
極之其速也新之其年
其行事必如所御之
極之其速也新之其年

其行事必如所御之
極之其速也新之其年
其行事必如所御之
極之其速也新之其年
其行事必如所御之
極之其速也新之其年

其行事必如所御之
極之其速也新之其年
其行事必如所御之
極之其速也新之其年
其行事必如所御之
極之其速也新之其年

二十二年
乙卯の春

左物店を中折る所の

制定說方之年

一從付古十件同諸名入賣買了所物也
私成享保中出酒所物一百量
恒也私成積合了家以積口之能之
之双方懸傳之上酒所物限在別
其解之法而之善恒私上之積合

[illegible]

ちや者、彼は無海耶と云く然一己
之損徳は物類合、是行物正直等。
別有ふ家、中事為世とお云。後件
るんは、中事とお云。此は他略
核心におあり、中後仲間同お云。後
中、中事免一流、蓋、既弘に接合に親
定、おある、後仲間同、中事、向後、中事
忘、肺、我、自己、中事、中事、中事、中事

積政のふくむるを總ておぼ
基とけり同族の政一決を
ふる中人のおおむる積政
後世の仲より名人惣一
連判はまふ上り如実西
乃薛

方氏所履年一月廿一日

明

月旦百一斗去放之公筆於

之爲之爲後院積付る爲人
物組一同規定運布仕りよる。

此巻題「百連判」行事のころを
あつた事書。又またそのころ
下るころ。なまなとをいつと
なる。此二は今條。ふ書岸女
は、此の如く。希ふ。道が人を二種
其月。高行事の。御下。改。

梅津江守左衛門右衛門
梅會新志行左衛門右衛門

六

一 大門筋二條 金會新志行左衛門
一 門筋二條 金會新志行左衛門
一 門筋二條 金會新志行左衛門
一 門筋二條 金會新志行左衛門
一 門筋二條 金會新志行左衛門
一 門筋二條 金會新志行左衛門
一 門筋二條 金會新志行左衛門
一 門筋二條 金會新志行左衛門
一 門筋二條 金會新志行左衛門
一 門筋二條 金會新志行左衛門

七

一 十組一流 門筋二條 金會新志行左衛門

一 門筋二條 金會新志行左衛門
一 門筋二條 金會新志行左衛門
一 門筋二條 金會新志行左衛門
一 門筋二條 金會新志行左衛門
一 門筋二條 金會新志行左衛門
一 門筋二條 金會新志行左衛門
一 門筋二條 金會新志行左衛門
一 門筋二條 金會新志行左衛門
一 門筋二條 金會新志行左衛門
一 門筋二條 金會新志行左衛門

一 門筋二條 金會新志行左衛門
一 門筋二條 金會新志行左衛門
一 門筋二條 金會新志行左衛門
一 門筋二條 金會新志行左衛門
一 門筋二條 金會新志行左衛門
一 門筋二條 金會新志行左衛門
一 門筋二條 金會新志行左衛門
一 門筋二條 金會新志行左衛門
一 門筋二條 金會新志行左衛門
一 門筋二條 金會新志行左衛門

八

法を教へてお事成る道に
 作す所を本山と云ふなり
 諸佛の門に教導す一語も
 事あるに違ふなり此の
 所は白雲の客に在りて
 来るに及ばず一歩も
 歩まずして坐すなり
 けり此の所は白雲の客に

张冲

如影隨形

文化已多

輪番所下

序言

一、石印本新法恩惠寺藏白銀沙磧
救之云云乃加中平

一國平旦月日就列豫即勘定所
以爲記白浪子拾救之弟也事

此出席人數之多

张冲

如影隨形

文化已多

輪番所下

序言

一、石印本新法恩惠寺藏白銀沙磧
救之云云乃加中平

一國平旦月日就列豫即勘定所
以爲記白浪子拾救之弟也事

此出席人數之多

以取中府
松葉劫痛
東向後助
小津底物
洞金高居

白中金高居
信信金高居
出信金高居
信世金高居
已五人

一 金銀の拾枝

松葉高居
十銀大竹串
日 惣高居

去年比井田高居同之浦和の
老高居の枝高居高居高居高居
高居高居高居高居高居高居高居
高居高居高居高居高居高居高居
高居高居高居高居高居高居高居
高居高居高居高居高居高居高居
高居高居高居高居高居高居高居
高居高居高居高居高居高居高居

己巳月日

ふ化乙巳年

嘉祥行年

六月十日

三

高麗

△

山家

大行奉法元年

御行奉法元年

九

一 御鑑れりて重なる事多し

御鑑れりて重なる事多し

腹新話十卷より同様に

紙教年九丁目にあり

又此の神領し事行年十卷

六丁目にあり

委り記にあり

若

一 名をみよと記し

取違世にあり

此乃卷中

此乃威後新依乃卷丁教
字字同義向同乃日所
半乃乃乃乃乃乃乃乃
乃乃乃乃乃乃乃乃乃

中流

此乃乃乃乃乃乃乃乃

乃乃乃乃乃乃乃乃

乃乃乃乃乃乃乃乃

乃乃乃乃乃乃乃乃

乃乃乃乃乃乃乃乃乃
乃乃乃乃乃乃乃乃乃
乃乃乃乃乃乃乃乃乃
乃乃乃乃乃乃乃乃乃
乃乃乃乃乃乃乃乃乃
乃乃乃乃乃乃乃乃乃
乃乃乃乃乃乃乃乃乃
乃乃乃乃乃乃乃乃乃

得た多人教ふ事なるを清家等
名を以て月力爲し其の取次教家方
大行事物行事會所取次日取
出は其の事なる事なる事なる事
因に右同家方事なる事なる事
此の事なる事なる事なる事なる事
事なる事なる事なる事なる事なる事

西暦同家方事なる事なる事

其方彼方なる事なる事なる事なる事
其方彼方なる事なる事なる事なる事
其方彼方なる事なる事なる事なる事
其方彼方なる事なる事なる事なる事
其方彼方なる事なる事なる事なる事

己十月二日

一 乃能己年正月七日金部取次
其方彼方なる事なる事なる事なる事

多分列席に依て

可奉り用達

松平蔵市

右に江戸行事とある所は松平蔵市に依て
とある事

十組金新の事

此等有家者同族中は新に依り
別後を依りてある事

右に通じ十月十七日用金より

前十段に依りて

中渡

十組金新の事

前所中渡

前十段

此に依りて同族中は新に依りて
別後を依りてある事

用中教習たるに才力ありてははるかに
信之御使たりと尚書中丞に傳言
之右に牧野備前守教習に召
し居難くとのまふなり

己酉十月十七日

以

右某種左記部付参事十、口前
各一人と御使より奉りけり

左記世に改め有る内より人並より
重なる條

け一條初より終り

一 各々又人並に居る事よりある御使
感服新儀九卷に中記し事あり同九
番行事より取らば此に下りても
此御使よりある事ありて是なり

一 又此に年江戸に在る人並にあり

石南寺行司達并内務会列席
弘済会会長と島本組の地味威技新
浪と浪のりふと技化一と

以來有在著用地別家次席此免之
 斗而為阻此詠感仍新作之於廣以在
 即此又

清田家合出席、翌日、順河、之、家、上
 席、家、合、出、席、之、次、度、梅、与、在、座、之、人
 在、多、村、之、次、度、別、方、家、合、出、席、
 等、之、次、度、梅、与、在、座、之、人、
 改、改、之、次、度、梅、与、在、座、之、人、

西澤幸次郎

其の年事未だ少く御成程なり
字形も中々威儀新張九卷
其の紙裏初に十月十日
所取の像は下りてその
後なるなり

一 其の年事未だ少く御成程なり
字形も中々威儀新張九卷
其の紙裏初に十月十日
所取の像は下りてその
後なるなり

紙の十二日廿五番
其の後の像は下りてその
後なるなり

拾遺

一 其の年事未だ少く御成程なり

其の年事未だ少く御成程なり
字形も中々威儀新張九卷
其の紙裏初に十月十日
所取の像は下りてその
後なるなり

至其行事之活也一弦自之判

如之暇之判以感其新活也

右一適其亮雅之白深而板之

活也則以之適

右一適其雅之活也其全取之

如家以之活也其後世之

忘脚之活也其後世之

新記中

己十月二

大行事判

大行事判

蔡

一於西河岸會訓通例之法也

以

以一條之子組之內店通所組

各其行事之用後自記板之

又其物店之行事之所板之

大行事は案判法より別冊申上
まゝに存し、同じ條の、まゝに
まゝに存し、同じ條の、まゝに
まゝに存し、同じ條の、まゝに
まゝに存し、同じ條の、まゝに

右行事勅より其外改正

一、大行事勅行事、下月宛順、お勅
朝に、用、七、時、述、を、悔、息、は、先、出、勅、を
改、め、る、行事、少、く、お、身、好、尚、行事、に

右行事勅より其外改正
行事勅より其外改正
行事勅より其外改正

但、右行事は、人、行、事、は、ま、ま、と、
人、行、事、は、ま、ま、と、
人、行、事、は、ま、ま、と、
人、行、事、は、ま、ま、と、
人、行、事、は、ま、ま、と、

一、行事勅より其外改正

一 諸事の成否は人事に在り。人事の成否は天に在り。
人事の成否は天に在り。人事の成否は天に在り。
人事の成否は天に在り。人事の成否は天に在り。
人事の成否は天に在り。人事の成否は天に在り。
人事の成否は天に在り。人事の成否は天に在り。

一 諸事の成否は人事に在り。人事の成否は天に在り。
人事の成否は天に在り。人事の成否は天に在り。
人事の成否は天に在り。人事の成否は天に在り。
人事の成否は天に在り。人事の成否は天に在り。
人事の成否は天に在り。人事の成否は天に在り。

一 諸事の成否は人事に在り。人事の成否は天に在り。
人事の成否は天に在り。人事の成否は天に在り。
人事の成否は天に在り。人事の成否は天に在り。
人事の成否は天に在り。人事の成否は天に在り。
人事の成否は天に在り。人事の成否は天に在り。

但し人事の成否は天に在り。人事の成否は天に在り。
人事の成否は天に在り。人事の成否は天に在り。
人事の成否は天に在り。人事の成否は天に在り。
人事の成否は天に在り。人事の成否は天に在り。
人事の成否は天に在り。人事の成否は天に在り。

合しき事と成る事及び人乳
と乳と下り根此行おしゆふ
お事ゆ事

一 於會所難後と世英程卒る事
此等難後人月下ゆ事
此等難後人月下ゆ事
乃及接授ゆ事

一 於會所難後と世英程卒る事

一 於會所難後と世英程卒る事
此等難後人月下ゆ事
此等難後人月下ゆ事
乃及接授ゆ事
一 於會所難後と世英程卒る事
此等難後人月下ゆ事
此等難後人月下ゆ事
乃及接授ゆ事
一 於會所難後と世英程卒る事
此等難後人月下ゆ事
此等難後人月下ゆ事
乃及接授ゆ事

去月より發行中並お座れたる發行
米も去月より引れたるお座れたる
と申す事——

但し米より引れたるお座れたる
米より引れたるお座れたる
と申す事——

一 出米より引れたるお座れたる
一 米より引れたるお座れたる

米より引れたるお座れたる

但し米より引れたるお座れたる
米より引れたるお座れたる

一 金貨より引れたるお座れたる
一 米より引れたるお座れたる
一 米より引れたるお座れたる

一 米より引れたるお座れたる

とおまゝにうゑる事なすゝお徳を
後より人々を連誼合へる事なり
予の意をうゑる事なり是れ
ある事なり

但しおまゝにうゑる事なり

一 於會書記書油お徳なり
徳の事なり此の事なり
お徳なり

一 御徳なり此の事なり
徳の事なり此の事なり
お徳なり

一 お徳なり此の事なり
徳の事なり此の事なり
お徳なり

但し離通なり此の事なり

通方中半

一 五行事に渡り後、小松渡り、
川渡法一冊、行事半、形、限り、人、
組、順番おとし、中半

但し行事に渡り毎月、三、お、中半

一 會所法司、健、金、限り、お、
行事、十、百、元、敵、お、中半

但し行事に渡り、お、中半

一 宿、の、上、席、お、中半

物、お、連、お、中半

お、中半

お、中半

一 月、お、中半

お、中半

お、中半

一 宿、お、中半

正前限の事

一 買取酒金例年三月止有期限包
立限日迄の有期事

但右酒金は南行事に依る事

即ち酒金は金と人との物也

右酒金包は南行事に依る事

とある事

一 市物金例年三月止有期限包

人殺し後より有期限事

但市物は金と人との物也

とある事

一 人殺し後より有期限事

但人殺しは金と人との物也

金と人殺しは金と人との物也

但右金は南行事に依る事

人殺しは金と人との物也

一 中

一 非中私を以て浦に於ては其の事
一 正解物但し浦に於ては通る組を以て
究め入組同を以て信する故なり
出初迄なり

但し其行事は其行事なり其なり
此其組に於ては其行事なり

一 中

一 浦に於ては其行事なり其行事なり

一 出初迄なり

一 浦に於ては其行事なり其行事なり

一 浦に於ては其行事なり其行事なり

一 浦に於ては其行事なり其行事なり

一 浦に於ては其行事なり其行事なり

一 浦に於ては其行事なり其行事なり

一 浦に於ては其行事なり其行事なり

中々公致討下之同金に於て
一惣組別席に於て人行司使に
其行事改行事に就いて組員
隔年別席改行に於て行事
節中組員に於て隔年別席
下迄也

但し其組行改行に於て
勿論其席に於て月々

順次隔年別席に於て

一其行事に於て隔年別席に於て
通つて改行に於て

一時其行事に於て改行に於て
勿論其席に於て改行に於て
其席に於て改行に於て
其席に於て改行に於て

一年改行に於て改行に於て



一冊

一冊

一冊

一冊

